



神戸大学における教養教育の源流：学制改革に伴う 新制神戸大学「教養課程」の設置過程（〔特集〕 教 養教育のあり方を考える）

野邑，理栄子

(Citation)

大學教育研究, 32:39-58

(Issue Date)

2024-03-31

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCD0I)

<https://doi.org/10.24546/0100488357>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100488357>



神戸大学における教養教育の源流 —学制改革に伴う新制神戸大学「教養課程」の設置過程—

The Introduction Process of General Education at Kobe University

野邑 理栄子（神戸大学 大学文書史料室 主任政策研究職員）

要旨

本稿は、神戸大学を事例として、一般教養科目を担当する「教養課程」の設置経緯を明らかにし、設置当初の同課程の立ち位置について考察することを目的とする。新制神戸大学の発足過程において法学部と経営学部の設置が危ぶまれ、法学・経営学教員たちの強い危機感が、神戸大学の一般教養の期間を2年ではなく1年半とする要因となった。教養課程の主な母体は、神戸経済大学予科（予科）と姫路高等学校（姫高）の2校だが、前者が設置に当たって主導権を握った。一般教養担当教員の選考では、学部教員より劣るとの認識のもとで手加減を加える方針が決定されたが、予科長は徹底した研究業績至上主義の選考によって姫高教授の多くを助教授以下に格下げし、さらに、優れた研究業績をもつ少数精鋭だけを学部教員に抜擢して残る全員を一般教養担当として仕分けたため、後者を前者より格下とみる意識が顕現化し、姫高から反発が生じた。新制神戸大学が発足すると、教員の辞令には一般教養担当であることが明記され、教養専任教員の固定化につながった。

1. はじめに

本稿の目的は、新制国立神戸大学の発足過程において、当大学の一般教養科目（後の一般教育科目）¹を担当する「教養課程」がどのような経緯で設置されたのかを明らかにし、当大学発足時における教養課程の立ち位置について考察することである。

新制神戸大学の誕生は、極めて難産であった。当大学は、1949（昭和24）年5月31日、兵庫県で唯一の旧制官立大学であった神戸経済大学（以下、「神戸経大」又は「経大」という）を主軸とする県下の旧制官立高等教育機関7校を包括して設置された。大学、大学予科、高等学校、専門学校、師範学校という5つのカテゴリーの旧制高等教育機関のすべてから編成された新制大学は、国公立あわせて神戸大学が唯一であり、それゆえ神戸大学は全国の大学の中で「最も複雑な統合形態をとっていた」（寺崎、2020：p.372）と評されている。発足時の神戸大学の教育は、教養課程（通称「ジュニアコース」）と専門課程（通称

¹ 1947（昭和22）年7月に大学基準協会が採択した最初の「大学基準」では「一般教養科目」と呼ばれていたが、新制大学発足1年後の1950（昭和25）年6月の改訂で「一般教育科目」に変更された（大学基準協会、2005：pp.184-186）。そこで、新制大学発足以前を主な対象とする本稿では、便宜的に「一般教養」の用語を使用する（引用箇所は除く）。

「シニアコース」)から構成され、前者では、文理学部を主とする各学部所属の教員が神戸教養課程(後の御影分校)と姫路分校の2か所に分かれて全学部学生の一般教養科目を担当し(4年制の前期1年半)、後者では、文理学部、教育学部、法学部、経済学部、経営学部、工学部の全6学部が専門科目を担当した(後期2年半)。学内では前者はジュニア、後者はシニアの略称で呼ばれることが多く、ジュニア(下級)をシニア(上級)の準備段階と見なすような格差的な意識を内に秘めていた。なお、旧制前身校全7校のうち、神戸経済大学予科(以下、「神戸経大予科」又は「予科」という)²と姫路高等学校(以下、「姫高」という)の2校が、どちらも教養課程及び文理学部の主な前身校であり、神戸大学における教養教育の源流である。このような大学予科と高等学校の両方を前身にもつ新制大学は神戸大学が全国唯一であり、前述の「最も複雑な統合形態」と言われる理由の一つであるが、教養課程及び文理学部の教員選考において神戸経大予科が主導権を握ったことを含め、この「複雑」さが教養課程の設置過程において暗い影を落とすこととなる。

さて、第1回学生募集のため1949(昭和24)年3月に神戸大学設置準備委員会が発行した「新制神戸大学概観」³には、教養課程の説明として次のように記載されている(〔〕内は引用者注、以下同じ)。

本来、新制大学の新制大学たる所以〔ゆえん〕の一は、一般的教養の充実を期する点にある。本大学においては、学生は当初より各学部にも所属するものであるが、当初の一年半は教養課程とし、各学部の共同運営の下に共同授業を行うものとし、各学部所属の教官がその専門に応じて、その授業を担当するものとする。蓋〔けだ〕し教養課程の高き水準の保持を期するが故に外ならぬ。(神戸大学設置準備委員会、1949)

すなわち、神戸大学の一般教養は、入学後1年半の期間に実施すること、「各学部の共同運営」の下に「各学部所属の教官」が授業を担当することとされた。しかし、1948(昭和23)年1月の文部省による例示では、2年間が一般教養の期間にあてられており(文部省、1948: pp.13-17)、神戸大学の1年半は例外的であった。なぜ1年半としたのだろうか。また、「各学部の共同運営」だったはずが、結局は文理学部が主として担当することとなり、一般教養担当教員と専門教育担当教員の区分が固定化され、前者を後者より格下とみる意識が学内に根強く残ることとなったのはなぜだろうか。残存する史料に限界があるためすべてを詳らかにすることは難しいが、本稿では、主に神戸経大の「教授会記録」、「学制改

² 神戸経大予科は、神戸経大の予備教育機関(基本的に旧制高等学校と同じ)。旧制高等学校の文科に準じた一般学科の教育を中心に、高学年には神戸経大進学のための専門基礎的な特殊学科(経済学概論、商業数学、簿記など)の教育も行われ、修了者は神戸経大に無試験で進学できた。1940(昭和15)年設置。根拠法令は「官立商業大学官制」(後の「官立大学官制」)。

³ 大学案内と各学部案内を兼ねた入試広報印刷物。第1回学生募集のため、新制神戸大学及び各学部の特色や概要等を掲載したものであり、一枚もの、計8枚で構成されている。

革委員会議事録」(以上、神戸大学大学文書史料室所蔵)、姫高の「教官会議録」(姫路市所蔵)を元に考察を試みる。全7校を包括して「最も複雑」な新制大学を設置するという極めて困難な舵取りをまかされた神戸経大が、旧帝国大学に比肩する「A級大学」を目指しつつ、どのように一般教養の課程を導入していったのか、その模索の経緯を探ってみたい。

2. 第1回設置案「国立神戸大学創設案」(文科系総合大学案)提出までの経緯

2.1 初期の情報収集と「ジュニアコース」名称使用の始まり

戦後日本では、ポツダム宣言が謳う「民主主義的傾向の復活強化」(外務省、1948)の趣旨に基づき教育改革が進められた。1947(昭和22)年3月「学校教育法」公布により6・3・3・4制の新しい学校体系となり、旧制の高等教育機関が新制の4年制大学に一元化されると、新制大学の実現に向けての模索が始まった。

神戸経大では、前年12月教授会の下に「学制改革委員会」を設置して新学制への対応について検討を開始し、1947(昭和22)年2月5日の教授会で、文科系総合大学の設置という方向性が示される。花戸龍蔵学長の説明によれば、神戸経大(通称「学部」)の経済学科を中心として経済学部を、同じく経営学科と神戸経済大学附属経営学専門部(通称「専門部」)⁴の経営学担当教員を中心として経営学部を、神戸経大予科(通称「予科」)を中心として文学部を、法学関係の教員を中心として法学部を設置する計4学部案、又は経済・経営をあわせて一学部とする計3学部案の2案であった。すなわち、神戸経大の学部、予科、専門部の3校合同で文科系総合大学(4又は3学部)を設置するとの方針で検討を進めることとなった。翌日から本格的な情報収集が始まり、花戸学長、坂本彌三郎(経済学)、田中保太郎(英米法)、八木弘(商法)各教授の4名が「六・三・三・四新学制に対する中央部の動向について色々としらべて来たい」(神戸経大、1947:1947.2.5)と上京する。東京では、東京産業大学⁵学長で大学設立基準設定協議会(後の大学基準協会)⁶委員の上原専禄を訪ねて情報の提供を求めたところ、一般教養の話を一聞することとなった。2月16日の教授会では、東京調査で得られた情報について、八木教授から次のように報告された。

今回の上京にて上原産業大学長に面会したので教育刷新委員会の様子を聞くことが出来た。同委員会の第五特別委員会で新しい制度の大学について研究してゐるが、主

⁴ 専門部は、神戸経大に附属する経済・経営学の専門学校(男女共学)。入学資格は中等学校卒業生。授業は国語、数学などの普通学科目9科目と、法律、経済、経営科目などの専門学科目31科目から成る。卒業生には神戸経大へ進学するための優遇措置はなく、通常の入学試験を受ける必要があった(男子のみ)。1946(昭和21)年設置。根拠法令は「官立大学官制」。

⁵ 東京産業大学(現在の一橋大学)は、神戸経大と同じ「三商大」の一つ。神戸経大が訪問した1947(昭和22)年2月は東京産業大学だったが、3月に東京商科大学の旧名に戻った。

⁶ 大学設立基準設定協議会は、1947(昭和22)年5月に大学設置基準設定協議会と改称、7月に大学基準協会となる。

なる課題として左の通りだと云ふ。

一、大学学部をいかにするか／一、ジュニアコースの問題／一、学位の問題(学部、大学院)／一、現在の大学院について (神戸経大、1947:1947.2.16)

これが、神戸経大の教授会で一般教養について言及された最初であり、「ジュニアコース」という名称で紹介され、以後、神戸経大では一般教養のことを「ジュニアコース」と呼ぶようになる。なお、「ジュニアコース」の名称が内閣総理大臣の諮問機関である教育刷新委員会の第五特別委員会で使用された形跡はなく⁷、上原の当時の著作(上原、1992)にも登場せず、詳細は不明である⁸。神戸経大においても「ジュニアコース」とは何かの詳細が分からず、2月26日上原産大学長を再び訪問して、当時一般教養導入の審議を始めていた大学設立基準設定協議会の文科系分科会(上原も同分科会の委員)における最近の審議状況を聞き出し、3月5日の教授会で次のように報告された(「/」は改行を示す。以下同じ)。

——上原産大学長談(二月二十六日)

——大学基準〔ママ〕設定協議会文科系分科会に於ける最近の決定事項及び審議事情

(一) 法文系の大学に設置するリベラルアーツの科目(十七科目)

人文科学(八)〔中略〕/社会科学(五)〔中略〕/自然科学(四)〔中略〕

1. 各大学に於ては必しも上掲十七科目を全部設くる必要はない。ミニマムは、十科目且つ右三分類の各類につき二科目以上とする。〔中略〕
2. 〔中略〕
3. リベラルアーツの授業時期は各大学の自由とする。即ち最初の一乃至二年間におくと、四年間に教化せしめるとを問はない。〔以下略〕(神戸経大、1947:1947.3.5)

神戸経大では、この上原産大学長からの情報により、「ジュニアコース」とはリベラル・アーツ領域の科目を教える場であること、人文科学・社会科学・自然科学の3系列であること、3系列とも必ず設置しなければならないこと、授業期間は各大学が自由に設定でき、

⁷ 当時の教育刷新委員会第五特別委員会(上級学校体系に関する事項)では、教員養成や医学教育における一般教養の重要性に言及することはあったが、「ジュニアコース」の名称が使用された形跡はない(日本近代教育史料研究会編、1997)。なお、神戸経大教授会の八木報告は、教育刷新委員会ではなく、当時一般教養導入の検討を始めた大学設立基準設定協議会の情報ではないかと推察する。

⁸ アメリカのシカゴ大学の創設者ハーバーは、4年制大学を二つに分けて、フレッシュマンとソフモアー(1・2学年)をアカデミック・カレッジと呼んで「ジュニア・カレッジ」と位置付け、さらに、ジュニアとシニア(3・4学年)をユニバーシティ・カレッジと呼び「シニア・カレッジ」と位置付けて大学院との関連で学部教育を行うとした(土持、2003:p.79)。神戸経大の教員たちが上原専禄から教示された「ジュニアコース」という名称は、この「ジュニア・カレッジ」を参考にした造語の可能性がある。上原は、論文「大学教育の人文文化」(初出:『表現』1948年8月号)の中でも1940-1941年度のシカゴ大学の「カレッジにおける一般教育」(上原、1992:p.54)を取り上げている。

最初の1~2年でも4年通しでもよいこと、などを知ることとなった。中央での議論の行方を見守りつつ学部新設の検討を優先していた神戸経大が一般教養の検討を始めたのは、7月に大学基準協会が最初の「大学基準」を採択した5か月後の12月のことである。以下、神戸経大の学制改革委員会における審議を追ってみたい。

2.2 「ジュニアコース」の分担をめぐって

神戸経大において一般教養の検討が本格化したのは、1947（昭和22）年12月6日の学制改革委員会で「ジュニアコースに関する件」（神戸経大、1947-1949：1947.12.6）が初めて議題となり、同委員会の下に「ジュニアコース立案小委員会」（同前）が設置されたことに始まる⁹。一般教養の導入には当初から学内で強い反発があった。特に強い拒否反応を示したのが、法学関係の教員たちである。法曹界へ優秀な人材を供給するために必要な専門教育を一般教養のために犠牲にする訳にはいかない、という危機意識が根底にあった。例えば、一般教養の検討が本格化する直前の11月26日の学制改革委員会では、英米法専門の田中保太郎教授（後の神戸経大大学長、初代神戸大学長）が、次のように発言している。

今までの大学は職業教育であると非難され、その為に学制改革に於てリベラル・アーツをいれることとなった。〔中略〕まあこれは文学部でやっているものと思う。（神戸経大、1947-1949：1947.11.26）

このように田中教授は、一般教養を文学部に押しつけるような発言をし、さらに、一般教養導入の検討が始まった12月6日の同委員会でも、次のように述べて牽制した。

大体今度の改革に無理が感ぜられる。アメリカ式では大学は皆リベラル・アーツの大学で、いわゆる専門科目はグラデュエイトスクールなのである。アメリカは二〇世紀以来専門化を遅くしようという傾向が強い。日本は高校があるので、大学ははじめから専門化して、アンダーグラデュエイトで終る建前であった。そこへアメリカ式が入ることになって、然〔しか〕も日本の昔のやり方が捨て切れない。即ち日本は今アメリカ式を考へつつ、大学で専門教育をするという無理がある。アメリカの法学部は非常にプロフェッショナルだが、日本では一般教養に近くなっている。（神戸経大、1947-1949：1947.12.6）

このように田中教授は、日本における法学部のレベルの低さを嘆き、アメリカ式のリベラル・アーツ導入による法学専門教育の更なる陳腐化に警鐘を鳴らした。

⁹ 1947（昭和22）年12月6日の神戸経大大学制改革委員会では、専門教育のことを「セニアコース」（シニアコース）（神戸経大、1947-1949：1947.12.6）と呼んでいる。

一般教養の分担をめぐって“重荷”を押しつけ合う一幕もあった。矢面に立たされたのは、文学部となる予定の神戸経大予科である。16日の同委員会では、法学の川上太郎教授（国際私法・債権法）が、「一般教養を重んずべしとする点は、ジュニアコースを過大にするよりは文学部の増強を以て対処すべきである」（神戸経大、1947-1949：1947.12.16）と、一般教養を文学部に押しつけるような発言をしたことに対して、神戸経大予科の赤塚忠教授（漢文担当）が、「各学部の教授がジュニアコースで講義するを以て建前とする」（同前）と、全学部の教授が一般教養を担当することが建前であると強調して応戦した。

また、18日の同委員会では、神戸経大予科長の服部英次郎教授（倫理・哲学担当）が、「ジュニアコースは出来れば別の校舎で別の教養学部をつくって訓育したい。それには十人位の専任がいると思う」（神戸経大、1947-1949：1947.12.18）と、学部から独立した「教養学部」の設置を提案したところ、神戸経大の野村寅三郎教授（交通論）は、「二つに割ることは四年制大学の精神に反する。大勢と逆行になる」（同前）と、新制大学を教養学部と専門学部に分割することに反対し、法学の川上教授は、「教養学部を増すより、四学部総がかりでジュニアコースを教へるとするのが大学らしくてよい。でなければ高校の再現になる」（同前）と、全学部で一般教養を担当すればよいので教養学部は不要だと主張した。

ところが、翌1948（昭和23）年2月になって文部省へ提出する文科系総合大学設置案の作成が始まり、2月12日の同委員会においてジュニアコース立案小委員会から各学部5講座（計20講座）をジュニアコースとする案が示されると、16日の同委員会で服部予科長から「ジュニアコースを教養学部とするか」（神戸経大、1947-1949：1948.2.16）との質問が出されたことをきっかけに、再び「教養学部」設置案が浮上する。そして、月末までの約半月の間に成案化して教授会を通す必要があるという時間的に余裕がないタイトなスケジュールの中で、熟考する間もなくその日のうちに検討が進められ、「教養学科の先生を採用する都合を考へても、学部を設けるのがよい」（同前、坂本彌三郎教授発言）との理由で、とりあえず「仮称「教養学部」とする」（同前）こととなった。23日の教授会でも、花戸学長から「三月五日に本省〔文部省〕において協議が行われる事になったので至急準備にとりかかり度〔た〕し」（神戸経大、1948a：1948.2.23）との厳しい期日とともに「四学部及教養学部案」（同前）が提示され、審議する間もなく、全4学部が5講座ずつ分担して計20講座の独立した「教養学部」を設置する案を「本省に提出する」（同前）こととなった。

この「教養学部」案に対して、25日の学制改革委員会で、専門部の教員たちから「ジュニアが学部から遊離するは面白くなく、大学を通じて一般教養学科は行はるべし」（神戸経大、1947-1949：1948.2.25）との反対意見が提出されたが、審議されずに留め置かれた。

また同日の委員会では、「教養学部」の設置場所として、文学部と同じ神戸経大予科（戦災で全建物が焼失したため復興予算要求中。後の神戸大学御影分校所在地）が選ばれた。

こうして、神戸経大は、1948（昭和23）年3月付けで最初の「国立神戸大学創設案」を文部省へ提出し、その中で「本大学に於て経済・経営・文学・法の四学部を設置すると共

に大学四ヶ年の前半に四学部に通ずる教養学部（仮称）を設置する」（神戸経大、1948b）と記載した。すなわち、神戸経大の学部・予科・専門部を母体として、文科系の全4学部と「教養学部（仮称）」で構成される文科系総合大学「国立神戸大学」設置案であった¹⁰。

2.3 2年間とするか、1年半とするか

神戸経大では、2.2 で取り上げた一般教養担当教員の所属についての審議と並行して、カリキュラムについても審議が進められた。特に議論となったのは、一般教養の期間を2年間とするか、1年半とするかであった。1947（昭和22）年12月16日の学制改革委員会では、まず、ジュニアコース立案小委員会案が赤塚予科教授から提示され、「必修、準必修で、二年間で九五時間、殆ど一杯になる。〔中略〕ジュニアコースは二年で一杯になるので、一年半の案はつくれなかった」（神戸経大、1947-1949：1947.12.16）と、一般教養の期間を2年間とするカリキュラム案の説明があった。すると、法学の田中教授から「二年か一年半かが大きな問題である〔中略〕必修的色彩が強いがそれはどうか」（同前）と、選択科目を増やして年数を短縮する意見が出され、さらに法学の川上教授から「初めの二年をジュニアコースと限らず、四年間に適宜おさめるという考へ方はどうか」（同前）と、年数を固定しない意見が出された。次に、文学部立案小委員会案が加藤一郎予科教授（独語）から提示され、一般教養を2年間とすることを前提として文学部の専門教育を2年間とした。次に、法学部立案小委員会案が八木弘教授から提示され、法学部の専門教育は2年半が必要（ゆえに一般教養は1年半）だとし、さらに川上教授から次の追加説明があった。

法学を履修したと言ひ得るためには、少くとも三〇科目の修学を要するが、これは事実三年を以てしても困難であり、これを二年でやるとすると、法学履修者としての評価を与へること困難である。勿論この問題は他大学法学部との比較に関連する所大であり、他学の内容不明のため、はっきりとはせぬが、大体二年を以てしては不可能故、ミニマム二年半を要するものと思ふ。大体のワクを右の如くにしてジュニアに於て修むべき十五科目は恐らく最初の一年半に於てするのがよからうとは思ふが、強制的とせず、四ヶ年を通じてとり得ることとし度〔た〕い。

唯、ジュニアコースに於て社会科学中より三科目となつてゐるが、法学部に進む者にとっては法学概説、法哲学は不用ならずや。人文科学についても、三科目といふことになつてゐるが、これも同じく総じて一般教養の科目は必ずしもジュニアコースの講義をきくといふのでなく、直接に学部の講義をきき、斯〔か〕くして一般教養を重んじつつ原案の要求を充すべきではないか。（同前）

¹⁰ 1948（昭和23）年2月23日神戸経大教授会で決定した「教養学部」案は20講座の講座制だが、3月に文部省へ提出した「教養学部」案は学科制に変更され、「講座に準ずる制度」（神戸経大、1948b）として完全講座20講座分の教員定員と同じ教授、助教授、助手各20名が要求されている。

このように川上教授は、法学部の専門教育は2年半が最低限であり、一般教養は1年半か、4年間を通じて取得できるようにすればよく、法学部生には法学関係の一般教養科目は不要であり、代わりに基礎的な専門科目の履修で読み替えばよい、とした。さらに川上教授は、「要するに法学部を出たと言ひ得るに足るものを作らねばならぬ」(同前)と、法曹界を担う高度な法学士を養成すべき大学の責務を強調した。

次に、経済学部立案小委員会案が宮田喜代蔵教授(経済政策)から提示されると、川上、宮田、新庄博(金融論)各教授の間で、「ジュニアコースの一年半では経済学部に進む者には経済学関係のものを取らさない方が合理的である」、「ジュニアコースの社会科学のものは大部分不必要である」(同前)との意見が交換された。

18日の同委員会では、経営学部立案小委員会案として、ジュニアコースは2年間とするが最初の1年半のみをリベラル・アーツとし、残りの半年は専門教育にあてればよい、という新たな提案が出される。経営学の古林喜楽教授(経営労働論、後の第2代神戸大学長)は、「純粹のリベラル・アーツを一年半でやり、あとの半年には専門教育をいれる」、「二年目の後半は、専門科目をすることになる」(神戸経大、1947-1949:1947.12.18)と説明した。花戸学長も、「大体リベラル・アーツを一年半に入れることなると思う」(同前)と同意を示し、25日の同委員会では、前述の議論や経営学部立案小委員会の提案に沿って、入学後1年半はリベラル・アーツ領域の一般教養科目(ただし社会科学関係の科目を除く)を、2年目の後半には各学部の基礎的な専門科目(「原論」「概論」「総論」など。特に社会科学関連の基礎的な専門科目が多く含まれる)を配置するカリキュラム案が提示された。

この案に反対したのは、経済学の坂本彌三郎教授(後の初代経済学部長)である。坂本教授は、「該案中二年に列挙せられたる科目は在来大学にて教授せられたるものであり、この意味でそこでは高等学校即ち一般教養科目が犠牲とされてゐる。各学部にてプロフェッショナルな人間を作ることは不可能故、寧ろ二年の後半を専門化することなく、広範に一般教授〔ママ〕科目を採り入るべし」(神戸経大、1947-1949:1947.12.25)と述べて、2年目の後半から専門科目を採り入れるのではなく、2年間を通して広範な一般教養科目を教授すべきだと主張した。

ところが、経済学の新庄、経営学の古林、法学の川上、八木各教授から、「坂本案を以てしては事実経営学部は存立の余地なし」(同前)との意見が出される。つまり、一般教養を1年半でなく2年間とした場合、経営学部の専門教育がその分だけ削られてしまうので経営学部が成り立たなくなる、というのである。当時の神戸経大では、全国初となる経営学部の設置に反対する教員も多く、経営学部を含めて4学部とするか、経営学部を除く3学部とするかの議論がまだ決着していなかった。経営学部の存在価値を高める必要がある中で、一般教養の存在は経営学部の専門教育を圧迫するものと見なされ、一般教養2年間案は“経営学部存立の危機”に直結するものだと批判されたのである。審議の結果、ジュニアコースを2年間とし、1年半を一般教養、半年を各学部の基礎的な専門教育とするカリ

キュラム案が承認される。これは一般教養の期間を実質的に1年半とする案であった。

その後は2.2で詳述したとおり、神戸経大では、翌1948（昭和23）年2月に「教養学部（仮称）」案を承認し、3月に最初の「国立神戸大学創設案」を文部省へ提出したが、この「創設案」においても、「教養学部（仮称）」（2年間）は、最初の1年半を一般教養、残りの半年を各学部の基礎的な専門教育とするカリキュラム案が踏襲された。以後、神戸経大は、一般教養の期間を1年半とする方針を堅持し続け、新制神戸大学で実現させる。

なお、経営学部設置の可否をめぐる前述の議論は、1948（昭和23）年1月21日の教授会で、3学部案「七票」、4学部案「二三票」（神戸経大、1948a：1948.1.21）の多数決の結果、経営学部の設置案が承認されたことによって決着する。だが決着後も、経営学を一学部とすることへの懐疑的な意見が根強く残り、3月末には文部省の日高第四郎学校教育局長からも、「経済、経営は一学部の二学科として」（神戸経大、1947-1949：1948.3.30）と、経営学部の設置を認めないとする意見があり、さらに同じく日高局長から、「法律の人々も経済学の研究に関連して置かれているのであるから認められない」（同前）と、法学部の設置も認めないとする意見があったという。実際に最後まで設置が危ぶまれたのが法学部と経営学部であり¹¹、この2学部の設置をめぐる関係教員たちの強い危機感が、神戸大学の一般教養の期間を1年半とする根底にあったことは前述したとおりである。

3. 第2回設置案「国立神戸大学創設案」（県下官立7校包括案）提出までの経緯

3.1 文部省の「兵庫大学」案

1948（昭和23）年4月末、神戸経大は、文部省から、兵庫県下の官立諸校を包括する「兵庫大学」案を提示された¹²。この文部省案について、5月3日の教授会で菅原廣治事務官（庶務課長兼会計課長）から次のように報告された。

先般上京し〔文部省の〕春山課長〔春山順之輔大学課長〕、米原専門教育課長等から情報を得て来た。一応春山課長の私案という事になっている。

名称は兵庫大学とすることとし、県下の官立校を本学中心に合併し、範囲は、工専〔神戸工業専門学校〕、師範〔兵庫師範学校〕、青年師範〔兵庫青年師範学校〕、姫路高校〔姫路高等学校〕とする。学部は、経済学部、人文学部、工学部、学芸学部の四学部とする。経済学部は勿論本学〔神戸経大〕を主体とする（始め法経学部としたが法を消した）。人文学部は本学予科及び姫路高校を以てし、工学部は工専を以てし、学芸学部は師範を充て、青年師範をその附属とする。〔以下略〕（神戸経大、1948a：1948.5.3）

¹¹ 新制神戸大学の全6学部のうち、学部設置の理由書を文部省へ提出することになったのは、法学部（神戸経大、1948e）と経営学部（神戸経大、1948c）の2学部だけであった。

¹² 文部省案については、1948（昭和23）年4月30日の学制改革委員会でその概要が報告され（神戸経大、1947-1949：1948.4.30）、5月3日の教授会で詳細が報告された（神戸経大、1948a：1948.5.3）。

当日の教授会では、この文部省の「兵庫大学」案をめぐる多くの議論が行われ、従来の神戸経大単独の文科系総合大学案（経済、経営、文、法の4学部案）を押し通すという意見や、他校との合併賛成で経営学部、法学部、理学部、農学部の設置も希望するなどの意見が次々と出されたが、大学の名称については誰もが一貫して「兵庫大学」を否定し、「神戸大学」を主張した。最後に議長の田中保太郎学長が自らの腹案を示し、今後文部省へは従来の文科系総合大学案を極力主張するが、文部省は拒否すると思うので、他校との合併による総合大学案も反対しない、ただし「兵庫大学の名称については、本学〔神戸経大〕が中心となつてつくるという以上、神戸大学でなければならぬ事をはっきり述べておく」（同前）と強調した。つまり、神戸経大を中心とする総合大学の名称は「神戸大学」以外は絶対に許さないという強硬姿勢を示したのである。そして神戸経大の教授会は「名称について、神戸大学を主張すること」を「全員賛成」（同前）で決定した。

3日後の5月6日、上京して文部省との会談に臨んだ田中神戸経大大学長は、文部省側が「兵庫大学」案を図解して説明する中で「神戸大学の名称」（神戸経大、1948a : 1948.5.12）を強く主張し、その承認を勝ち取ることに成功する。田中学長は12日の教授会で文部省との交渉結果として「神戸大学の名称は承認せられた」（同前）と報告した。当時、姫路市や明石市など神戸市以外にある学校も一緒に新制大学になることが文部省案によって方向付けられていたにもかかわらず、「神戸」の大学であることに誇りをもち強くこだわったわけだが、この「神戸大学」の名称には、神戸経大を主軸とする新制大学であることを強調する意図もあったことは前述した田中学長の発言のとおりである。なお、後日談だが、神戸大学が誕生した当初のキャンパスは、神戸市内5か所、明石市内1か所、姫路市内2か所に分散していたが、元神戸経大教員の歴代学長の下で、1960年代に医学部を除く全学部のキャンパスが次々に神戸市内の六甲台地区へ移転され、名実ともに「神戸大学」となる。

さて、5月26日、文部省は、神戸経大を含む兵庫県下のすべての官立校を本省に招集して、「県下の官立学校を合併し総合大学設置の本省方針」（神戸経大、1948a : 1948.6.2）を提示した。このとき姫高だけは、京都大学との合併の話を進めていたため新制神戸大学創設への参加を拒否したが（詳細は4.1で後述）、他の官立校は文部省案を前向きに受け入れ、こうして兵庫県下の官立諸校を包括する新制神戸大学の創設準備が本格的に始まった。

3.2 神戸経済大学の主導による「国立神戸大学創設案」作成

文部省会議の開催が1948（昭和23）年6月25日に予定されており、それまでに神戸大学設置の草案を作成して文部省に提出する必要があるため、神戸経大の主導で早急に準備が進められた。6月12日の神戸経大の教授会において、田中学長から神戸大学設置に関する神戸経大の学制改革委員会案が提示された。それによると、姫高を含む官立7校が「合体して神戸大学を創設する」（神戸経大、1948a : 1948.6.12）こと、「経済学部、経営学部（第二経済学部）、法学部、文学部（人文学部若くは文理学部）、工学部（理工学部）、教育学部」

(同前)の6学部を置くこと、「神戸大学の各学部はA級大学たることを目標とする。教官は前項の目標〔A級大学〕に照して審査される。教授は学問的業績あるものでなければならない」(同前)とされている。「A級大学の意味」(同前)を尋ねる質問に対して、田中学長は「ドクターコースを有することである。但し凡〔すべ〕ての学部に直ちにこのコースをおく事が出来なくても目標とする意味である」(同前)と回答した。多数決の結果、賛成13名、反対10名、白票3名の僅差で本案は可決される。

その後、神戸経大の学制改革委員会において調整作業が続けられた。ジュニアコースの設置場所については、文部省案では「ジュニア・コースは姫路に於て」(神戸経大、1947-1949:1948.4.30)と姫路市にある姫高への設置が提案されていたが、従来の神戸経大の文科系総合大学案では神戸市にある神戸経大予科への設置が構想されていたため、6月15日の同委員会では、「ジュニアが神戸にもある事は望ましい」、「予科が神戸にあるからいい生徒が入って来るのだ。是非神戸にもジュニアを置かないと駄目だ」(神戸経大、1947-1949:1948.6.15)と、姫路だけでなく神戸にも設置すべきだとの意見が出され、田中学長も「結局姫路はジュニア半分ですね。いい学生をとる為、全部姫路へ移すことは無理だ」と同意して、ジュニアコースを姫路と神戸の2か所に分けて設置することとした。さらに、神戸経大の学制改革委員会の下に「ジュニア専門委員会」が設置され、学部3名、予科3名、専門部1名の計7名の教授を委員としてジュニアコースの詳細が検討され、その検討結果が、6月22日に初めて他の官立校(姫高を除く)の校長を招いて開催された学制改革委員会「小委員会(校長・部長会議)」において、田中学長から次のように報告された。

ジュニヤー〔ママ〕専門委員会で、各学部に分属するも、教育上分属学部間の連繋を付ける特別の措置を講ずる旨の決定をなすとの報告あり。〔中略〕ジュニヤークースは二ヶ年とし、一般教養科目を一年半、半年分が専門科コースが加味される。全体としてジュニヤーは運営委員会の下に置かれる。(神戸経大、1947-1949:1948.6.22)

すなわち、ジュニアコースの教員を各学部に分属させること(ただし、分属学部間の連繋を付けること)、ジュニアコースは2年間とし、最初の1年半を一般教養科目、残りの半年を基礎的な専門科目とすることがジュニア専門委員会の決定事項であった。服部予科長から「〔ジュニアコースは〕各学部と別個に作られるのか、各学部に入れられるのか」(同前)との質問があり、田中学長は「委員会案を貫けば、各学部に入ることになる」(同前)と回答。坂本教授からは「ジュニヤーとセニヤーとは明らかに分別さるべきである」(同前)との意見が出されたものの、結局、学制改革委員会ではジュニア専門委員会の決定事項が承認され、翌23日の教授会でも「教養学部は特に設けず各学部に所属することにした」(神戸経大、1948a:1948.6.23)との学制改革委員会報告が承認され、ジュニアコースの設置場所についても「どうしても〔神戸市と姫路市に〕分れる。理想的には神戸市と姫路半々

位と思う。教官の数もそれを前提としている」(同前)との同委員会報告が承認された。こうして翌24日、県下官立諸校を包括した経済、経営、法、文、工、教育の全6学部を設置、さらに神戸経大の学部、予科、専門部を母体とする経済、経営、法、文の4学部には大学院を設置、「一般教養学科」担当教員は各学部に分属、「一般教養学科」の所在地は明記しないが神戸市と姫路市の2か所を腹案とする、という「国立神戸大学創設案」(神戸経大、1948d)が「六月」付けで文部省に提出され、翌25日の文部省会議にかけられた。

文部省会議の結果は、30日の神戸経大の教授会で報告された。それによると、文部省は、6学部案に対して、学部数は認めたが、文学部を問題視し、「文学部は文理学部として、高校理科系の収容を図れ」(神戸経大、1948a: 1948.6.30)と神戸経大に指示したという。当時の神戸経大では、姫高参加未定のまま姫高にはジュニアコースのみ置く計画を立て、神戸経大予科を母体とする従来の「文学部」案を文部省に提出していたが、文部省は、姫高の理科系教員を加えて「文理学部」とするよう指示したのである。さらに文部省からの情報として、姫高と京都大学との合併問題については文部省からの説得で京都大学側が「[姫高との合併の中止は] 已むを得ないものと認めた」(同前)とのことであった。だが、肝心の姫高は、まだ新制神戸大学への参加を拒否し続けていた。

4. 「神戸大学設置認可申請書」提出までの経緯

4.1 姫路高等学校と京都大学との合併問題

旧制高校は、高等普通教育の完成を目的とし、帝国大学への進学を保証された“誇り高きエリート養成機関”であり、姫高もその一つであった。1948(昭和23)年3月16日、姫高の松岡慎一郎校長は、京都大学(前年9月30日に京都帝国大学から名称変更。以下、「京大」という)の鳥養利三郎総長を訪問し、姫高と「京大との合併」(姫高、1924-1949: 1948.3.16)を打診した。第三高等学校だけでは必要規模の分校(後の教養部)を作ることができない京大としても姫高との合併には積極的であり、4月8日、京大の評議会において姫高の「併設」(京都大学、2022: p.218)が承認され、15日に鳥養京大総長が姫高を訪問し姫高の職員一同に「合併決定」(姫高、1924-1949: 1948.4.15)の挨拶を行った。姫高は京大との合併決定で歓喜に沸いた。

なぜ姫高は、京大との合併を望んだのか。元姫高教授であり神戸大学姫路分校及び教養部で物理学を担当した橋本萬平名誉教授(故人)は、次のように述懐している。

姫高生の進学先は京大が圧倒的に多く親近感を持っていたし、教授たちは前身が高商の神戸経済大や小学校から進学する師範学校などをごちゃまぜにする大学に吸収されるのはプライドが許さなかった。(毎日新聞姫路支局、1983: p.12)

同じ兵庫県下にありながら、実業専門学校の神戸高等商業学校を前身とする実学志向の

神戸経大ではなく、旧帝国大学の京大との合併を選んだのは、姫高の「プライド」だったという。ところが、5月10日、松岡姫高校長は、田中保太郎神戸経大大学長から文部省の「兵庫大学設立」(姫高、1924-1949:1948.5.10)案を聞き、姫高もその中に加わることが文部省の意向であると知って驚く。姫高の教職員組合、生徒一同、同窓会、父兄後援会は、県下の合併を拒絶して京大合併を熱望する「決議文」(姫高、1924-1949:1948.5.14-15)を次々と決議提出し、姫路市会も姫高と京大との合併を「満場一致」(姫高、1924-1949:1948.5.15)で賛成した。26日、文部省からの召電で上京した松岡姫高校長は、文部省の日高第四郎学校教育局長より「京都大学との合併問題は白紙にかへし、此の際兵庫総合大学に参加」(姫高、1924-1949:1948.6.1)するよう要請されたが、「京都大学と合併に決定せることに付、兵庫総合大学に参加し難き」(同前)と突っぱねた。6月初め、石見元秀姫路市長が上京して、文部大臣、事務次官、GHQ軍政部に姫高と京大との合併を懇願したが、文部省の方針は県ブロックで総合大学を作ることであり「他県にある大学との合併は認め難き」(姫高、1924-1949:1948.6.8)と拒絶される。6月29日、意気消沈する姫高へ、神戸経大の教授2名が来校し、京大と文部省との交渉の結果、姫高は「神戸大学」に加わることになったと伝えた。驚いた姫高側は、翌30日に松岡校長以下4名が京大を訪問したところ、鳥養京大総長から、合併の話は「白紙に還元されたい」(姫高、1924-1949:1948.7.1)と告げられる。その後京大では姫高の代替として旧宇治火薬廠跡に宇治分校を設置した。京大から引導を渡された姫高は、失意の中でやむなく新制神戸大学の創設に参加することとなった。このことについて神戸経大では、7月7日の教授会で、「姫高としては京大に見捨てられ全く唾然としたと自ら告白している」(神戸経大、1948a:1948.7.7)と、揶揄混じりで報告された。

4.2 姫路高等学校にはジュニアコースのみを置く

不本意ながら新制神戸大学創設に参加することとなった姫高は、神戸経大から神戸大学構想を聞き、姫高には学部(シニアコース)を設置せず一般教養学科(ジュニアコース)のみを置く計画だと知って衝撃を受ける。姫高の松岡校長は、1948(昭和23)年7月4日の教官会議で、「神戸大学(新制)の原案には本校は教養学部〔ママ〕のみを置くことになり居れるが之に承服すべきや否や」(姫高、1924-1949:1948.7.4)と問いかけた。姫高の教員たちは納得できず、「A案 文学部及理学部・教養科を置くこと」、「B案 文学部・教養科を置くこと」、「C案 人文学部・教養科を置くこと」(同前)の3案で神戸経大と交渉することに決定、翌5日、神戸経大の学制改革委員会へ乗り込んだ。同委員会の記録には「姫高側、次の二点、(一)姫路にジュニヤーのみならずシニヤー(文学部)をも設置する事、(二)理学部新設要求の意志表示あり」(神戸経大、1947-1949:1948.7.5)とある。同委員会の席上、姫高の楠正貫教授(博物(植物)担当、後の初代文理学部長)は、「ジュニヤーだけ姫高に置くならば姫高を中心とする西播地区に不平があると思ふ。現在迄姫高が果して来た面目を或る程度保って貰ひたい。此〔こ〕れが文学部を姫高に置く要求となるので

ある。理学部は完全なものを早急に求めることは六ヶ敷〔むつかし〕い。発生の芽を勿論困難はあるが作って置きたいのだ。戦災を免かれた姫高の設備及びスタッフを使用したいからだ」(同前)と、姫高への文学部・理学部設置を神戸経大に訴えた。神戸経大からの回答は、「(一) 文科系の基礎的なものとしての文学部を離すことは総合大学の総合制発揮に十分ならず。(二) 理学部は是非置きたい。然し今回の案にては到底実行不可能である。将来理学部、若しくは理工学部の設置に尽力する積りである」(同前)と、文科系の基礎となる文学部を他の文科系学部がある神戸市から離して姫路市に置くことは総合大学の「総合制」が欠けるから難しい、理学部は将来的にぜひ設置したいが今は難しい、とのことであった。神戸経大としては、文学部は神戸経大予科に置くが、理学部は姫高に置いてよいと考えていた。ところが、結局は文部省が許さなかった。文部省は「強く文理学部を要求」(神戸経大、1947-1949:1948.7.15)し、上京した姫高の松岡校長たちと神戸経大予科の服部英次郎予科長を説得したため、15日の姫高の教官会議では「〔姫高に〕教養学科のみを置くことを承認」(姫高、1924-1949:1948.7.15)、19日の神戸経大の教授会では「姫路はジュニアだけで止むなく辛抱し、文理学部は神戸に置く事に決定した」(神戸経大、1948a:1948.7.19)と報告された。当時の姫高の様子について、元姫高教授で神戸大学姫路分校主事及び初代教養部長を歴任した中村秀名誉教授(心理学担当、故人)は、次のように述懐する。

京大との合併案が破れた姫高は、一転してこの神経大〔神戸経大〕と合体することになったのであるが、もともと両者の膚合いは異っていた。神経大は古く神戸高商時代からの伝統を受けて、専ら実学志向であるため、老教授の中には、中学・高校の経験を持たない人もあったであろう〔実際に商業学校・高等商業学校出身者は中学・高校の学歴がない〕。一方姫高は、東大・京大など旧帝大に進む者多く、天下国家を論じては意気と感激の生活を送る高校生一般の気風を継承していた。それが今や、新制神戸大学の一環として神経大の傘下に入り、その専門教育課程の前段階の一般教養課程を担当するとは何事だといった空気が姫高には流れていた。(中村秀、1991:p.21)

それまで見下していた神戸経大の傘下に入り、一般教養課程を担当することへの深い失望感が姫高教員たちを襲っていた。さらに姫高の感情を逆なですることが起こる。中村名誉教授の回想によれば、「神経大の教授の一行が姫高に来て会談したことがあったが、〔中略〕会談の席上、宿老のS教授(経済学)〔坂本彌三郎教授〕が姫高を悪しざまに批判し、果ては「神経大へ来た姫高卒業生は最劣等の者であった」などと放言するのを直接耳にしている」(同前)という。神戸経大の高飛車な態度は、姫高にさらなる屈辱感を抱かせた。

こうした中で、県下官立校合同の「神戸大学設置準備委員会」(7月7日結成)で「神戸大学設置認可申請書」が作成され、7月28日付けで文部省へ提出された。同申請書によれば、経済、経営、法、文理、工、教育の6学部と「神戸教養部」、「姫路教養部」(神戸経大

学長ほか、1948a) を設置し、履修方法として「一般教養科目は前期一年半において専門科目は後期二年半において履修せしめることを原則とする」(同前) とされた。なお、この「教養部」設置の計画は、後に文部省との調整の中で変更され、結局は神戸教養課程及び姫路分校から成る「教養課程」が発足する。そして、残る最大の題課が、教員選考であった。

4.3 教員選考

新制神戸大学の教員選考に当たって田中経大学長は、「教授たる者は教へるより先ず研究者たるを要す」(神戸経大、1947-1949 : 1948.7.26)、「A級大学を目標とする。学問的業績がなければならぬ」(同前 : 1948.8.2) と、研究業績至上主義による教員選考の必要性を強調した。ただ、全学部の一般教養を担当する教養部(後に教養課程に変更)には多くの教員が必要となるため、「教養部〔の教員選考〕を此の基準で行へば成り立たぬ」(入江猪太郎専門部教授発言)(同前 : 1948.7.31) との危惧があった。東大や京大では高校教員をそのまま新制大学の教養担当教員として採用しているようだとの情報を得た田中経大学長は、「教養部は学部より〔程度が〕少し落ちる」(同前) との認識をもつに至り、さらに「私は寧〔むし〕ろ教養部に劣等な師範の教員を入れることは、最も重要な教育を不完全となす恐れがあるから全体的に見て之は避け度〔た〕い」(同前) と、「劣等」な師範学校教員を採用するくらいなら教官選考基準に下駄を履かせてでも高校教員を採用したいと考えた。田中経大学長は 1948 (昭和 23) 年 8 月 2 日の神戸大学設置準備委員会で次の提案をする。

教授については相当の学問的業績を有するといふ点が重要であり他は附ずいのである。これはA級大学たるべしとのことから来る。〔中略〕ジュニア〔教養部〕はセニア〔専門学部〕の基礎を為すものであるからジュニア教授は軽視すべきでないことが正しいのであるが、現状に於ては、京大等に於ては高等学校教授を以てこれに当てる様に見られる。本学はジュニアを重視する点に於て、建前としては銓衡〔選考〕基準はかへないのであるが、しかしジュニアコースについては若干の考慮を為すことがあるといふ但し書きをつけることとする予定である。(同前 : 1948.8.2)

教養部の教員選考には“手心を加える”との田中経大学長の提案に対して、服部予科長は、7日の同準備委員会で、「反対。全部同一水準でやってほしい。その中で適任なるかに従ってジュニアとシニアを区別する」(同前 : 1948.8.7) と猛反対したが、田中経大学長は「区別したくないが現状から止むを得ない」(同前) と述べつつ、「〔原則として同一の基準でゆくが例外的にジュニアに関しては若干考慮することがある〕を了解事項とすることに異議ないか」(同前) と議決を求め「全員一致賛成」(同前) となる。こうして「神戸大学教官選考規程」の末尾に、次の「了解事項」が追加された(8月7日決定)。

諒解事項

第一 教養部教授に対する基準適用

- (一) 第七条 (一) の基準〔業績、能力、素質の基準〕のうち「学問的業績」の基準〕の適用について若干の考慮をすることができる
- (二) 第十条 (二) の排除規定〔第一次予備審査において学問的業績の最小限の要件を満たさない者を不合格とする規定〕の適用について量及び質の一方又は双方につき若干の考慮をすることができる (神戸経大、1948a : 1948.8.12)

ところが、服部予科長は、文理学部及び同学部教養部（後に教養課程に変更）の教員選考に当たって、手加減を加えることなく極めて厳格な選考を遂行したため、姫高の教授たちの多くが助教授以下に格下げとなる。例えば、姫高の森川晃卿教授（ドイツ文学）は、「教養部」の「講師」への格下げを告げられ（再審査でも「助教授」）（姫高、1924-1949 : 1948.8.16, 8.22）、憤慨して姫高を去り京大助教授となり、大阪市立大学に移って教授、文学部長、学長となった。元姫高教授の中村名誉教授の回想によれば、「森川晃卿君なんか真っ先に神戸経済大学の実学系統をやっつけようとしたんですよ。にもかかわらず、服部さん〔服部予科長〕は彼の理想主義で業績を見て、簡単に切っちゃうわけです。切られた方はムカムカしますわね。そこへもって、御影分校〔ママ〕の多田さん〔多田英次神戸経大予科教授（英語）〕みたいに気の強い人が姫路の人は業績が少ないんだというようなことを言うから、みんなカンカンに怒ってましたよ」（中村秀ほか、1993 : p.50）とのことであった。

さらに、服部予科長は、姫高教授のうち研究業績が特に豊富なごく少数精鋭だけを選抜して文理学部の専門課程（シニアコース）担当とし、残る大半を教養課程（ジュニアコース）担当の分校勤務としたため、後者を前者より格下とみる意識が顕現化する。中村名誉教授の回想によれば、「おまえはシニアだと、おまえは能力がないからジュニアだということで、結局A級大学をつくるという名前に隠れて、初めから切る」（同前 : p.51）、「服部さんは文理学部をつくる時でも勝手に、これはシニア、これはジュニアとバサバサ切る」（同前 : p.53）とのことであった。このことは姫高だけでなく神戸経大予科もほぼ同様であり、元神戸経大予科の文部教官三級¹³で神戸大学神戸教養課程の講師となった伊藤正文名誉教授（中国語、故人）の回想によれば、「予科からはだいぶ教養課程にかわりましてけれども、それに抵抗感を持って、飛び出してよその大学へかわっていった人もだいぶありましたね」（同前 : p.62）とのことであった。当時の文理学部の教員選考について、新制神戸大学発足翌年に文部省に提出された書類によれば、「神戸大学創立に当っては文学部・理学部の構想を旧制総合大学のそれに準じて進め専門課程の担当教官の人選には特に留意し、旧制大学予科・高校の昇格人事を極力避けて、その約八割は広く学界から人材を求めること

¹³ 当時の神戸経大予科では、教授（文部教官一級又は二級）以外はすべて文部教官三級であった。

表1 神戸大学発足当初における文理学部教員の前職について

前 職			神戸大学文理学部 1950(昭和25)年10月末				
学校名等	職 名	人 数	課 程	所属・勤務先	職名等	備 考	
旧制神戸経済大学予科	教授	16	【専門課程】	文理学部文科	文科長		
					教授		
					助教授		
					教授		
					教授		
	文部教官(三級)	4	【教養課程】	御影分校	教授	(文理学部文科所属)	
					助教授		
					助手		
					助手		
					助教授	(文理学部文科所属)	
旧制姫路高等学校	教授	24	【教養課程】	姫路分校	文理学部長(理科長を兼任、教授)		
					教授		
					助教授		(文理学部文科所属)
					主事		
					教授		(文理学部文科所属)
					助教授		
					講師		(文理学部理科所属)
					教授		
助教授							
旧制神戸経済大学 附属経営学専門部	教授	3	【教養課程】	御影分校	教授	(文理学部文科所属)	
					助教授		
	文部教官(三級)	2			【専門課程】	文理学部文科	助手
講師(専任)	1	【教養課程】	御影分校	助教授	(文理学部理科所属)		
旧制神戸工業専門学校	教授	6	【専門課程】	文理学部理科	助教授		
					教授	(文理学部文科所属)	
					助教授	(文理学部理科所属)	
旧制兵庫師範学校	教授	7	【教養課程】	御影分校	講師	(文理学部文科所属)	
					助手		
					助教授	(文理学部理科所属)	
					講師		
					助教授	(文理学部文科所属)	
	文部教官(二級)	1		【教養課程】	姫路分校	助教授	(文理学部理科所属)
						助教授	(文理学部理科所属)
文部教官(三級)	1	【教養課程】	姫路分校	講師	(文理学部文科所属)		
旧制兵庫青年師範学校	教授	2	【教養課程】	姫路分校	助教授	(文理学部文科所属)	
					文部教官(三級)	1	【専門課程】
学 外 者	8	4	【専門課程】	文理学部文科	教授		
					2		助教授
					2		助手
	15	7		文理学部理科	教授		
					4		助教授
					4		助手
			1		主事	(文理学部理科所属)	
	7	3	【教養課程】	御影分校	助教授	(文理学部文科所属)	
					3		講師
					1		講師
	1	1	1	【教養課程】	姫路分校	講師	

出典：神戸経大学長ほか(1948b)(1948c)、神戸大学(1950a)(1950b)(1951)(1953)(1954)より作成

とした。〔中略〕従って地方の新制大学文理学部の陣容が殆んど旧制高等学校の昇格人事であるのとは、その内容に於て大きな差違があると言わねばならない」(神戸大学、1950a)と説明されている。姫高教授の大多数が降格採用で教養課程担当教員になるという失意の中で松岡姫高校長は、文理学部教授を辞退し、神戸大学の発足を見届けた直後1949(昭和24)年6月28日付けで大阪学芸大学(現在の大阪教育大学)天王寺分校主事へ転出した。

文理学部の教員選考を主導した服部予科長も、8月10日付けで名古屋大学へ転出した。

5. おわりに

こうして1949(昭和24)年5月に神戸大学が発足し、翌月、一般教養科目を担当する「教養課程」として神戸教養課程(翌年4月御影分校と改称)と姫路分校が設置された。

神戸大学教員の辞令には、教養課程担当か、専門課程担当かの区分が明記された。例えば、文理学部の教員には、次のような発令があった(①は専門課程、②③は教養課程担当)。

①赤塚 忠の場合〔前職：神戸経大予科教授(漢文)〕

昭和24年7月31日 神戸大学助教授に補する(文部省)

同 年9月30日 文理学部勤務を命ずる(神戸大学)

②高橋君平の場合〔前職：神戸経大予科教授(中国語)〕

昭和24年7月31日 神戸大学助教授に補する(文部省)

同 日 文理学部(神戸教養課程)勤務を命ずる(神戸大学)

③中村 秀の場合〔前職：姫高教授(哲学科)〕

昭和24年7月31日 神戸大学助教授に補する(文部省)

同 日 文理学部勤務を命ずる(神戸大学)

同 日 姫路分校勤務を命ずる(神戸大学) (神戸大学、1954)

教養課程担当には神戸教養課程又は姫路分校勤務が発令された。このように、教員の辞令には教養課程担当であることが明記されており、教養専任教員の固定化につながった。

当初、教養課程担当教員は各学部にも所属し、そのほとんどが文理学部の所属であり、旧制神戸経大の系譜を引く法、経済、経営学部にも所属する教員は皆無に等しかった(表2)。

1954(昭和29)年に文理学部の改組により文学部と理学部が分離独立したが、旧文理学部所属の教養課程担当教員も文学部と理学部に分属となったため、基本的に変化はない。

1963(昭和38)年、学内措置により教養部が発足すると、教養課程担当教員は学部から独立して、それまでの文学部などの学部所属から御影分校、姫路分校所属に配置換えとなり、翌年に教養部が正式に制度化されると、教養部に配置換えとなった(両分校廃止)。

1992(平成4)年、教養部と教育学部を改組して国際文化学部と発達科学部が設置され、旧教養部所属教員は、国際文化学部、発達科学部及び他の諸学部にも所属することとなった。この改革に際して、前年6月27日の評議会では、「専門教育担当教官と一般教育等担当教官という教官組織の二重構造を解消し、一般教育等の授業担当責任を全学に及ぼす」(神戸大学、1991:p.3)という改革の基本方針が決定された。つまり、全学の教員が教養教育を分担することに決まった。しかし、神戸大学発足以来40年以上にわたる教養専任教員の固定化とそれに付随する根強い格差的な意識は、決して容易に解消できるものではなく、そ

の後も旧教養部所属教員の大半が引き続き教養教育の授業担当の責務を担うこととなった。

表2 神戸大学発足当初の教員現員表

(単位：名)

所属	1950 (昭和25) 年5月			1951 (昭和26) 年9月		
	専門課程	教養課程		専門課程	教養課程	
		御影分校	姫路分校		御影分校	姫路分校
文理学部 文科	18	19	15	30	27	15
同 理科	12	5	9	34	9	10
教育学部	43	1	1	62	6	1
法学部	5	1		20		
経済学部	6			10		
経営学部	4			13		
工学部	21	1		51	2	1
旧制神戸経済大学	41			36*		
同 附属経営学専門部	8			(*内18名は経済学部(専門)兼任)		
旧制神戸工業専門学校	35					
旧制兵庫師範学校	33					
旧制兵庫青年師範学校	10					

出典:神戸大学(1950b)(1951)より作成

参考文献

上原専禄 (1992) 『上原専禄著作集』5 (大学論増補、学問への現代的断想) 評論社

外務省条約局 (1948) 「1. (条約集) / 2. ポツダム宣言 (米英華三国宣言)」アジア歴史資料センター、Ref. B02033037100、(「第二次世界大戦中ニ於ケル米英蘇ソノ他連合軍首脳者会談関係一件 (カイロ、ヤルタ、ポツダム会談等)」第一巻所収)

<https://www.jacar.archives.go.jp/das/meta/B02033037100> (アクセス: 2023年12月24日)

京都大学百二十五年史編集委員会編 (2022) 『京都大学百二十五年史 通史編』京都大学
神戸経済大学 (神戸経大) (1947) 「旧制教授会記録 自 22.1.15 至 22.12.26」神戸大学大
学文書史料室所蔵、識別番号: 201120500240000.

—— (1947-1949) 「学制改革委員会議事録 自 22.11.13 至 24.8.8」同所蔵、2010205114
50000.

—— (1948a) 「旧制教授会記録 自 23.1 至 23.12」同所蔵、201120500250000.

—— (1948b) 「国立神戸大学創設案 昭和二十三年三月」(「神戸大学設置認可申請書 (創
設案を含む)」所収) 同所蔵、201020511410000.

—— (1948c) 「経営学部設置趣意書 昭和二十三年五月」(「大学設置申請関係綴」所収)
同所蔵、201010105670000.

—— (1948d) 「国立神戸大学創設案 昭和二十三年六月」(同前)

—— (1948e) 「神戸大学法学部設置理由書 (昭和二十三年十月二十日)」(同前)

神戸経済大学長ほか (1948a) 「神戸大学設置認可申請書 昭和二十三年七月」神戸大学大

- 学文書史料室所蔵、識別番号: 201020511430000. (申請書のかがみは「大学設置申請関係綴」所収、同所蔵、201010105670000)
- (1948b)「神戸大学設置認可申請書 昭和二十三年七月(分冊) 第九教員組織四教員個人調」同所蔵、201010105650000.
- (1948c)「神戸大学設置認可申請書(続) 第九ノ四教員個人調」同所蔵、201010105660000.
- 神戸大学(1950a)「神戸大学文学部理学部設置認可申請書 昭和二十五年九月」神戸大学大学文書史料室所蔵、識別番号: 201020511420000.
- (1950b)『職員録 昭和二十五年五月一日現在』同所蔵、2011101P0410002.
- (1951)『神戸大学職員録 昭和二十六年十月〔正しくは九月〕一日現在』同所蔵、2011101P0410003.
- (1953)「神戸大学文学部理学部設置認可申請書 昭和二十八年九月」同所蔵、201010105870000.
- (1954)「昭和二十九年法律第十六号による文理学部切替一件」同所蔵、201510101880000.
- (1991)『神戸大学改革問題の現状』(『神戸大学学报』No.420 別冊)
- 神戸大学設置準備委員会(1949)「新制神戸大学概観 昭和二十四年三月」神戸大学大学文書史料室所蔵、識別番号: 201120508160000.
- 大学基準協会十年史編纂委員会編(1957)『大学基準協会十年史』大学基準協会
- 大学基準協会年史編さん室編(2005)『大学基準協会55年史 通史編』大学基準協会
- 土持ゲーリー法一(2003)「アメリカにおける一般教育改革の歴史に関する一考察—シカゴ大学およびハーバード大学を中心に—」広島大学高等教育研究開発センター『大学論集』第33集、pp.75-91.
- 寺崎昌男(2020)『日本近代大学史』東京大学出版会
- 中村秀(1991)「姫路高等学校から神戸大学姫路分校へ」神戸大学百年史編集委員会・神戸大学百年史編集室『神戸大学史紀要』第1号、pp.18-22.
- 中村秀ほか(1993)「座談会 神戸大学教養部の回顧」神戸大学百年史編集委員会・神戸大学百年史編集室『神戸大学史紀要』第3号、pp.47-74.
- 日本近代教育史料研究会編(1997)『教育刷新委員会・教育刷新審議会会議録』第8巻(第五特別委員会、第六特別委員会)、岩波書店
- 姫路高等学校教務課(姫高)(1924-1949)「教官会議録 自大正十三年」姫路市教育委員会生涯学習部市史編集室原本所蔵(2018年9月時点)、(神戸大学大学文書史料室複製所蔵、識別番号: 20189020001xxxx.)
- 毎日新聞姫路支局編(1983)『姫高物語』毎日新聞姫路支局
- 文部省(1948)『日本における高等教育の再編成 昭和二十三年一月』